

別紙1 業務契約書（改築業務及び新設整備業務以外の関連業務）

富士市終末処理場管理運転等業務委託業務契約書
（改築業務及び新設整備業務以外の関連業務）

富士市（以下「委託者」という。）と●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間の令和●年●月●日付富士市終末処理場管理運転等業務委託に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）第34条の2第1項に基づき、改築業務を除く関連業務について、以下のとおり富士市終末処理場管理運転等業務委託業務契約書（改築業務及び新設整備業務以外の関連業務）（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 基本契約において定義されている用語は、本契約に別途定める場合を除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

2 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（終末処理場等に関する業務及び管路施設に関する業務（改築業務を除く）の内容）

第2条 一般仕様書第28条にかかる終末処理場等に関する業務の内容、第28条の2にかかる管路施設に関する業務（改築業務を除く）の内容及び第28条の3にかかる統括技術管理業務の内容は、別紙1-1のとおりとする。

（終末処理場等に関する業務、管路施設に関する業務（改築業務を除く）及び統括技術管理業務の実施）

第3条 受託者は、基本契約及び本契約に従い終末処理場等に関する業務、管路施設に関する業務（改築業務を除く）及び統括技術管理業務を実施する。

（終末処理場等に関する業務、管路施設に関する業務（改築業務を除く）及び統括技術管理業務にかかる業務委託料）

第4条 終末処理場等に関する業務、管路施設に関する業務（改築業務を除く）及び統括技術管理業務について、下記各業務にかかる業務委託料は、以下の金額を予定額とし、基本契約第34条に従って、別紙1-2の月ごとの金額を支払基本額として、月ごとに次条に基づき算出される金額を支払う。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 終末処理場等に関する業務 | : 金●●●円（予定額） |
| (2) 管路施設に関する業務（改築業務を除く） | : 金●●●円（予定額） |
| (3) 統括技術管理に関する業務（改築業務を除く） | : 金●●●円（予定額） |

（上記予定額は消費税及び地方消費税額を含む）

(部分払)

第5条 受託者は、本契約に基づく終末処理場等に関する業務、管路施設に関する業務（改築業務を除く）及び統括技術管理業務の完了前に、別紙1-2の月ごとの基本額に基づく当該業務の既履行部分に対応する業務委託料については、次の式により算出される以内の額を次項から第5項までに定めるところにより月ごとに部分払を請求することができる。ただし、既履行部分に対応する業務委託料が当該月の基準額に達しない場合は次月に繰り越すものとし次月の基準額に上乗せするものとする。

部分払の額 $\leq$ 月ごとの基準額に基づき第2項及び第3項により確認された既履行部分に対応する業務委託料

- 2 受託者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求にかかる業務の既履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、当該業務の既履行部分の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(業務契約の変更)

第6条 本契約の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本契約を変更することができる。

(基本契約の終了又は解除による本契約の解除)

第7条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本契約は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本契約が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(業務契約の効力)

第8条 本契約は、基本契約期間終了時点まで効力を有する。

(その他)

第9条 本契約に定めのない事項については、基本契約に定めるところに従う。

- 2 本契約と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約が優先的な効力を有する。
- 3 前項までの規定を適用しても本契約の解釈に不足する場合は、富士市建設関連業務委託契約約款（令和6年4月最終改正）を準用する。なお、当該約款が改正された場合は最新の約款を準用するものとし、名称が変更された場合も定める内容が実質的に同一のものである場合、当該名称変更後の約款を準用するものとする

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

委託者

所在地 富士市本市場 441 番地の 1

名称 富士市

代表者 富士市長 小長井 義正

受託者

所在地

名称

代表者

別紙 1-1

1 終末処理場等に関する業務

一般仕様書第 28 条に基づく終末処理場等に関する業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
処理場施設の運転監視、操作に関する業務	基本契約期間を通して実施
水質管理に関する業務	基本契約期間を通して実施
保守点検に関する業務	基本契約期間を通して実施
設備の保守点検に関する業務	基本契約期間を通して実施
環境整備に関する業務	基本契約期間を通して実施
物品の調達管理に関する業務	基本契約期間を通して実施
修繕に関する業務	基本契約期間を通して実施
連携調整に関する業務	基本契約期間を通して実施
その他の業務	基本契約期間を通して実施

2 管路施設に関する業務（改築業務を除く）

一般仕様書第 28 条の 2 に基づく管路施設に関する業務（改築を除く）の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
管路施設の定期的対応業務	基本契約期間を通して実施
管路施設の緊急的対応業務	基本契約期間を通して実施
マンホールポンプ施設業務	基本契約期間を通して実施

3 統括管理業務に関する業務

一般仕様書第 28 条の 3 に基づく統括技術管理業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。

実施内容	実施時期
一元的統括技術管理業務	基本契約期間を通して実施
第 3 期及び第 4 期 ストックマネジメント計画策定支援業務	基本契約期間を通して実施 ※第 3 期の計画案は令和 10 年 4 月、第 4 期の計画案は令和 15 年 4 月までに提出すること
データベース化業務	基本契約期間を通して実施
セルフモニタリング業務	基本契約期間を通して実施
技術提案に係る支援業務	基本契約期間を通して実施
管路施設における CM 方式の導入可能性検討業務	令和 10 年 4 月までに実施

月ごとの業務委託料の支払基本額

令和 7 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
8 年 1 月				
8 年 2 月				
8 年 3 月				
計				

令和 8 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
8 年 4 月				
8 年 5 月				
8 年 6 月				
8 年 7 月				
8 年 8 月				
8 年 9 月				
8 年 10 月				
8 年 11 月				
8 年 12 月				
9 年 1 月				
9 年 2 月				
9 年 3 月				
計				

令和 9 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
9 年 4 月				
9 年 5 月				
9 年 6 月				
9 年 7 月				
9 年 8 月				
9 年 9 月				
9 年 10 月				
9 年 11 月				
9 年 12 月				
10 年 1 月				
10 年 2 月				
10 年 3 月				
計				

令和 10 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
10 年 4 月				
10 年 5 月				
10 年 6 月				
10 年 7 月				
10 年 8 月				
10 年 9 月				
10 年 10 月				
10 年 11 月				
10 年 12 月				
11 年 1 月				
11 年 2 月				
11 年 3 月				
計				

令和 11 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
11 年 4 月				
11 年 5 月				
11 年 6 月				
11 年 7 月				
11 年 8 月				
11 年 9 月				
11 年 10 月				
11 年 11 月				
11 年 12 月				
12 年 1 月				
12 年 2 月				
12 年 3 月				
計				

令和 12 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
12 年 4 月				
12 年 5 月				
12 年 6 月				
12 年 7 月				
12 年 8 月				
12 年 9 月				
12 年 10 月				
12 年 11 月				
12 年 12 月				
13 年 1 月				
13 年 2 月				
13 年 3 月				
計				

令和 13 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
13 年 4 月				
13 年 5 月				
13 年 6 月				
13 年 7 月				
13 年 8 月				
13 年 9 月				
13 年 10 月				
13 年 11 月				
13 年 12 月				
14 年 1 月				
14 年 2 月				
14 年 3 月				
計				

令和 14 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
14 年 4 月				
14 年 5 月				
14 年 6 月				
14 年 7 月				
14 年 8 月				
14 年 9 月				
14 年 10 月				
14 年 11 月				
14 年 12 月				
15 年 1 月				
15 年 2 月				
15 年 3 月				
計				

令和 15 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
15 年 4 月				
15 年 5 月				
15 年 6 月				
15 年 7 月				
15 年 8 月				
15 年 9 月				
15 年 10 月				
15 年 11 月				
15 年 12 月				
16 年 1 月				
16 年 2 月				
16 年 3 月				
計				

令和 16 年度 (消費税及び地方消費税額含む)

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
16 年 4 月				
16 年 5 月				
16 年 6 月				
16 年 7 月				
16 年 8 月				
16 年 9 月				
16 年 10 月				
16 年 11 月				
16 年 12 月				
17 年 1 月				
17 年 2 月				
17 年 3 月				
計				

令和 17 年度 （消費税及び地方消費税額含む）

年 月	終末処理場等 に関する業務① (円)	管路施設 に関する業務② (円)	統括技術管理に關す る業務③ (円)	業務委託料支払 基本額①+②+③ (円)
17 年 4 月				
17 年 5 月				
17 年 6 月				
17 年 7 月				
17 年 8 月				
17 年 9 月				
17 年 10 月				
17 年 11 月				
17 年 12 月				
計				

別紙2 業務契約書（改築業務及び新設整備業務）

富士市終末処理場管理運転等業務委託業務契約書 （改築業務及び新設整備業務）

富士市（以下「委託者」という。）と●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間の令和●年●月●日付富士市終末処理場管理運転等業務委託に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）第34条の2第2項に基づき、管路施設の改築業務及び新設整備業務について、以下のとおり富士市終末処理場管理運転等業務委託業務契約書（改築業務及び新設整備業務）（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 基本契約において定義されている用語は、本契約に別途定める場合を除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

- 2 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（管路施設の改築業務及び新設整備業務の内容）

第2条 一般仕様書第28条の2第1項第3号にかかる管路施設の改築業務及び一般仕様書第28条の2第1項第5号にかかる新設整備に関する業務内容は、別紙2-1のとおりとする。

（管路施設の改築業務及び新設整備業務の実施）

第3条 委託者は、基本契約及び本契約に従い管路施設の改築業務及び新設整備に関する業務を実施する。

（管路施設の改築業務及び新設整備業務にかかる業務委託料）

第4条 管路施設に関する業務（改築業務及び新設整備業務）にかかる業務委託料は、以下の金額を予定額とし、基本契約第34条に従って、別紙2-2の年度ごとの金額を基本額として、年度ごとに前条及び次条以降に基づき算出される金額を支払う。

管路施設に関する業務（改築に関する業務） : 金●●●円（予定額）

管路施設に関する業務（新設整備に関する業務） : 金●●●円（予定額）

（上記予定額は消費税及び地方消費税額を含む）

（管路施設の改築業務にかかる業務内容及び業務委託料の変更）

第5条 基本契約第38条第3項に従い、第2条の管路施設の改築業務の内容及び前条の管路施設の改築業務にかかる業務委託料について、令和12年度が開始するより前に変更するものとする。

(前払金)

- 第6条 受託者は、保証事業会社と、第11条記載の業務完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、その保証証書を委託者に寄託して、別紙2-2記載の改築業務にかかる業務委託料の10分の4以内の額の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 2 受託者は、前項に規定する前払金の支払を受領した後、保証事業会社と新たな中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託したときは、当該前払金に追加して別紙2-2記載の改築業務にかかる業務委託料の10分の2以内の額の中間前払金の支払を委託者に請求することができる。ただし、第7条の規定により部分払金の支払を受領した場合においては、当該前払金の支払を請求することができない。
- 3 委託者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金（中間前払金を含む）を支払わなければならない。
- 4 受託者は、別紙2-2記載の改築業務にかかる業務委託料が著しく増額された場合において、その増額後の改築業務にかかる業務委託料に基づく前払金額から受領済みの改築業務にかかる前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受託者は、別紙2-2記載の改築業務にかかる業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの改築業務にかかる前払金額が、減額後の改築業務にかかる業務委託料の10分の5（第3項の中間前払金を追加して受領した場合にあっては、10分の7）を超えるときは、受託者は、改築業務に係る業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、改築業務にかかる業務委託料が減額された日から7日以内に協議が調わない場合には、委託者が返還額を定め、受託者に通知する。
- 7 委託者は、受託者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用等)

- 第7条 受託者は、前第6条第3項に基づき受領した前払金を改築業務にかかる材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（改築業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第8条 受託者は、本契約に基づく改築業務の完了前に、当該業務にかかる各工事等の既履行部分（以下「出来形部分」という。）に対応する業務委託料の合計額（以下この条において「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この改築業務にかかる部分払の請求は、第5条第3項の中間前払金を請求しない場合であり、かつ出来形部分が10分の4（同条第2項の前払金を受領した場合には10分の5）以上に達したときでなければならない。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求にかかる出来形部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、契約図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができるものとする。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の出来高金額は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。
部分払金の額 $\leq$ 第1項の出来高金額 $\times$ （9/10－前払金額/別紙2-2記載の改築業務の業務委託料）
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合において、第1項中及び前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」と読み替えるものとする。

(業務契約の変更)

第9条 本契約の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本契約を変更することができる。

(基本契約の終了又は解除による本契約の解除)

第10条 本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、本契約は当然に終了するものとする。

- 2 前項の規定により本契約が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、基本契約の定めに従うものとする。

(業務契約の効力)

第11条 本契約は、基本契約期間終了時点まで効力を有する。なお、受託者は当該終了時点までに改築業務にかかるすべての出来形を完成させなければならない。

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項については、基本契約に定めるところに従う。

- 2 本契約と基本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本契約が優先的な効力を有する。
- 3 前項までの規定を適用しても本契約の解釈に不足する場合は、富士市建設工事請負契約約款（令和6年4月最終改正）を準用する。なお、当該約款が改正された場合は最新の約款を準用するものとし、名称が変更された場合も定める内容が実質的に同一のものである場合、当該名称変更後の約款を準用するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

委託者

所在地 富士市本市場 441 番地の 1

名称 富士市

代表者 富士市長 小長井 義正

受託者

所在地

名称

代表者

別紙 2-1

1 管路施設の改築業務

1.1 改築業務の内容

一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項第 3 号にかかる改築業務の対象処理分区・排水分区、規格、延長・箇所数、施工方法及び完成期限は、下表のとおりとする（詳細は特記仕様書別図-8-1 から 8-23、別図-9、別図-10、別表-12-1、別表-12-2、別表-13、別表-14-1、別表-14-2 のとおり）。

年度	処理分区・排水分区	規格	延長	施工方法	完成期限
令和 7 年度	東部				
令和 8 年度	東部				
令和 9 年度	東部				
令和 10 年度	東部				
令和 11 年度	東部				
令和 12 年度	東部				
令和 13 年度	東部				
令和 14 年度	東部				
令和 15 年度	東部				
令和 16 年度	東部				
令和 17 年度	東部				
令和 7 年度	西部				
令和 8 年度	西部				
令和 9 年度	西部				
令和 10 年度	西部				
令和 11 年度	西部				
令和 12 年度	西部				
令和 13 年度	西部				
令和 14 年度	西部				
令和 15 年度	西部				
令和 16 年度	西部				
令和 17 年度	西部				
合計（延長）			●● m		

2 終末処理場等に関する業務

一般仕様書第 28 条の 2 第 1 項第 5 号にかかる新設整備に関する業務の実施内容及び実施時期は下表に示すとおりである。（詳細は特記仕様書別図-11 のとおり）

実施内容	実施時期
新設整備に関する業務	基本契約期間を通して実施

別紙 2-2

1 管路施設の改築業務にかかる業務委託料

(消費税及び地方消費税額含む)

年 度	改築に関する業務	新設整備に関する業務
令和 7 年度		
令和 8 年度		
令和 9 年度		
令和 10 年度		
令和 11 年度		
令和 12 年度		
令和 13 年度		
令和 14 年度		
令和 15 年度		
令和 16 年度		
令和 17 年度		
計		